

健康管理システム等標準化検討会  
合同ワーキングチーム（第14回）  
ベンダ分科会（第11回）合同開催  
令和7年10月9日【資料6】

# 生活保護受給者に対する保健指導情報のNDB連携について

令和7年10月9日

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 生活保護受給者に対する保健指導情報のNDB連携について

- 健康増進法に基づき市町村が実施する生活保護受給者に対する特定保健指導並びの保健指導（以下「保健指導」という。）の情報について、令和9年5月から、生活保護受給者に対する健康診査と同様（※）、NDBへの連携が開始されることとなりました。

※ 健康診査については、標準仕様書第1. 1版で改訂済み、令和7年5月からNDBへの登録開始済み。

- NDBへの連携方法としては、下記のいずれかを想定しています。

- ① 健康診査と同様に、保健指導に係る健康管理システムを標準化（福祉事務所システムへの連携機能を含む。）し、福祉事務所システムに保健指導の情報を提供する。提供された情報を基にXMLファイルを作成し、福祉事務所からNDBへ情報を連携する。
- ② 保健指導に係る健康管理システムの標準化はせずに、保健指導の情報をXMLファイル形式で作成し、福祉事務所からNDBへ情報を連携する。

- ※ 保健指導の情報については、これまで、下記の点も踏まえ、標準化の対象に含めてこなかったところです。
- ・ 令和3年度の「地方自治体における情報システム（健康管理）の標準化等に向けた調査研究」事業における実態調査の結果、保健指導については、電子管理（システム化）を行う自治体の割合が低かったこと。
  - ・ 全国意見照会において、標準化の要望意見がされてこなかったこと。
- ※ 生活保護受給者に対する保健指導情報をシステム管理する場合は、既存の「成人保健\_個別指導申込情報」や「成人保健\_集団指導申込情報」グループの独自施策項目を使用する想定であり、専用の管理項目は設けていません。

- **今後の対応方針を検討するに当たり、上記について構成員の皆さんにご意見を伺えますと幸いです。**

※ なお、必要に応じて、保健指導の情報の管理方法（電子・紙）、生活保護受給者に対する保健指導の実施件数等も含めて、全国意見照会の実施についても検討します。

## 2. 健診情報/保健指導情報のデータ連携の概要 福祉事務所から登録するデータの分類

令和7年8月

「健診情報等の登録に係る周知資料（第5版）」

- ・ 福祉事務所から登録する健診情報等のうち、「随時登録用データ」では全ての生活保護受給者の健診情報を対象とします。  
(令和6年4月登録開始済)
- ・ 「NDB連携用データ」では40歳以上74歳以下の生活保護受給者の健診情報及び保健指導情報を対象とします。  
(健診情報は令和7年5月登録開始済、保健指導情報は令和9年5月登録開始予定)

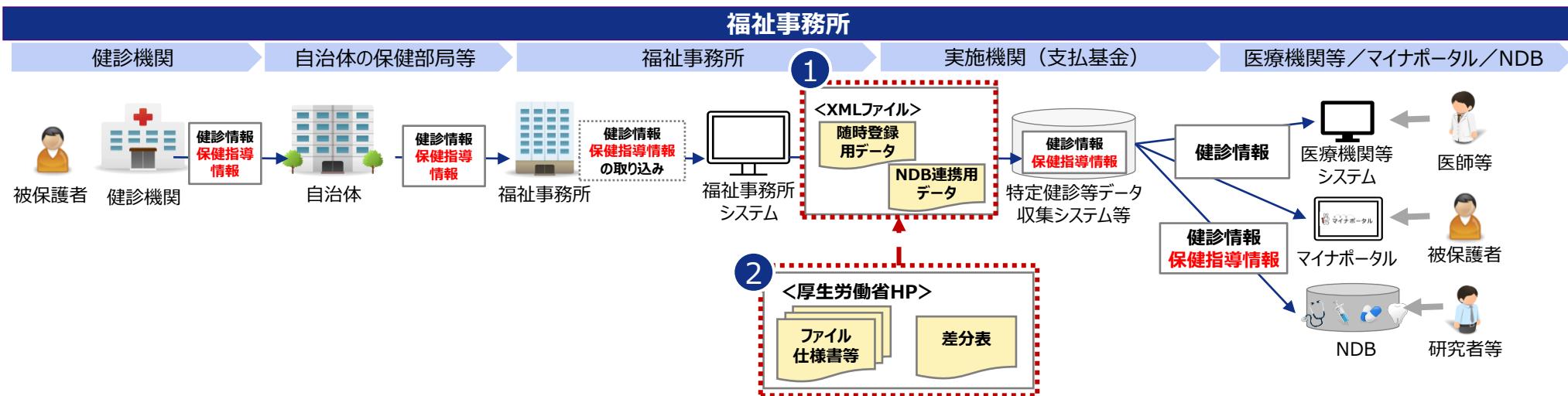
	随時登録用データ	NDB連携用データ
登録対象データ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保護者の健診結果</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保護者の健診結果</li><li>・ <b>被保護者の保健指導結果</b></li></ul>
利用目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療機関等における閲覧</li><li>・ マイナポータルにおける閲覧</li><li>・ 福祉事務所間での健診情報の引継ぎ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療機関等における閲覧</li><li>・ マイナポータルにおける閲覧</li><li>・ 福祉事務所間での健診情報/保健指導情報の引継ぎ</li><li>・ <b>NDBにおける活用</b></li></ul>
対象者の年齢	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>年齢制限なし</b> (40歳以上の被保護者に加えて、40歳未満の被保護者の健診情報も提出可)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>40歳以上74歳以下の生活保護受給者</b></li></ul>
データ連携頻度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>月次</b>（月に1回まで登録可）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>年次</b>（登録期間：毎年5月～8月）</li></ul>
データ登録開始時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年4月登録開始 ※令和6年4月以降に実施した健診結果を登録する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>健診情報：令和7年5月登録開始</b> ※前年度（令和6年度）の健診結果を登録する</li><li>・ <b>保健指導情報：令和9年5月登録開始予定</b> ※前年度（令和8年度）の保健指導結果を登録する</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和5年度以前に実施した健診情報は登録できない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前年度の健診及び保健指導結果を登録する ※令和7年度に登録する場合、令和6年度の健診結果を提出する</li><li>・ 令和5年度以前に実施した健診情報及び<b>令和7年度以前に実施した健診結果を用いて開始した保健指導情報</b>は登録できない</li></ul>

## 2. 健診情報/保健指導情報のデータ連携の概要 データ登録（XMLファイル作成）の考え方

令和7年8月

「健診情報等の登録に係る周知資料（第5版）」

- ・ 福祉事務所においては2種類のデータ（随時登録用データ／NDB連携用データ）を支払基金に登録します。
- ・ データ登録に際しては、医療保険者と同じ仕様書及び差分表を確認していただき、健診情報等の登録で利用するインターフェイスファイルの作成に係るシステム改修を行います。
- ・ なお、医療保険者が利用する仕様書として、令和6年度～令和11年度の仕様書※1が公開されていますので、そちらをご確認ください。



1

- ・ 福祉事務所においては、**大きく分けて2種類のデータ（随時登録用データ／NDB連携用データ）を登録**いただきます。  
※医療保険者も同様に、2種類のデータ（閲覧用データ（随時登録用データに相当）／法定報告用データ（NDB連携用データに相当））を登録しています。
- ・ 隨時登録用データ／NDB連携用データ、それぞれの登録目的、対象者等は次頁を参照してください。

2

- ・ 福祉事務所において、健診情報等の登録で利用するインターフェイスファイルを作成する際の仕様書は、医療保険者が利用している仕様書と同じものを利用します。
- ・ また、公費負担者番号・受給者番号の利用等、医療扶助独自の要件があるため、その内容は差分表に取り纏めています。この差分表も参照しつつ、インターフェイスファイルの作成に係る改修を進めてください。  
※保健指導データに係るスキーマファイルについては、令和7年度9月頃に公開予定です。